

ウォーターPPP導入可能性調査支援業務について

令和6年3月28日

No	質問内容	回答
1	様式1_参加表明書、様式4_企画提案書のいずれにも押印欄がありませんので、押印省略可と理解してよろしいですか。	お見込みのとおりです。
2	「本業務の検討結果に基づき、詳細検討から発注支援に至る業務まで委託したい場合は～」とありますが、現時点での発注に向けたスケジュール、あるいはお考えがあればご教示ください。	本業務仕様書1. 業務の目的(1)エのスケジュールを最低限の期限としております。また、既存の維持管理業務で令和5年10月から令和8年9月の履行期間で委託しているため、その後の事業開始を考えています。
3	郵送の場合の「配達証明付き」として、「レターパックプラス」あるいは「レターパックライト」で郵送することを了解いただけたという理解をしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	限られた期間で検討を進めるためには、ク発注者作成の「令和5年度 業務効率化検討業務委託」に関する資料の内容は基本的に前提条件とする必要があると考えますが、本記載内容は貴市内でオーソライズされているという認識でよろしいでしょうか。効率化にむけて様々な検討がされている一方で、広範な内容であるため関係各位の同意もどの程度されているかをお聞きしたい考えです。仮に検討段階など、未確定の内容が掲載されている場合は、該当場所をご教示ください。	お見込みのとおりです。しかし、当該資料の内容をもとに得られる受注者からの意見や提案、本業務を進める段階でもたらされる新たな試算情報によって、より事業効果が高まる提案を拒むものではありません。

5	<p>ク 発注者作成の「令和5年度 業務効率化検討業務委託」に関する資料の付表「水道事業業務一覧実施体制課題確認リスト」「下水道事業事務一覧実施体制課題確認リスト」に記載のうち、欄外にもメモ（例：安城市が行う、職員が行う等）が記載されていますが、こちらに記載内容も含めて貴市の方針として確定されているということでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
6	<p>ク 発注者作成の「令和5年度 業務効率化検討業務委託」に関する資料の付表「水道事業業務一覧実施体制課題確認リスト」「下水道事業事務一覧実施体制課題確認リスト」は検討のため、Excelファイルで提供いただけないでしょうか。</p>	<p>契約後エクセルファイルでの資料提供を予定しております。</p>
7	<p>ク 発注者作成の「令和5年度 業務効率化検討業務委託」の第6章にある「PPP検討会資料」「ソーシャルインパクトボンド」については本業務委託内容に関連が大きいと考えており、開示をいただけないでしょうか。（関連がない場合は非開示で構いません）</p>	<p>「PPP検討会資料」を基に業務を進め公開している「報告書」を作成しているため、十分と判断し公開しておりません。「ソーシャルインパクトボンド」に関する資料に関しても、本業務発注時において検討する段階にないため公開しておりません。</p>
8	<p>「業務の履行に際して、調査対象を所掌する職員の基本的考え方を確認し」とありますが、ここでの「調査対象」をご教示ください。また、職員の基本的考え方は、「令和5年度 業務効率化検討業務委託」の内容で整理済なのであれば、ご教示ください。もし整理済みでなければ、本業務委託の開始当初に確認する必要があるものと理解しています。</p>	<p>「調査対象」は下水道課工務係、水道工務課工務係、同課維持係、浄水管理事務所管理係、同所施設係の5係を予定しています。「基本的考え方」は契約後に確認を願います。</p>

9	「発注者が提供する令和5年度検討結果に関する資料から、各事業の施設、財政、組織体制、民間委託等の状況を把握」とありますが、これらの検討にあたってのバックデータが本委託開始後速やかに開示されるものと理解してよろしいでしょうか。	必要なデータは契約後に提供します。
10	「各事業の施設、財政、組織体制、民間委託等」は過年度業務で一定程度整理されており、本委託で追加的にDD（デューデリジェンス）を実施するものではないという理解でよろしいでしょうか。	各施設の資産管理状況は異なりますが、本業務でDDを実施する予定はありません。
11	既にウォーターPPP（レベル3.5）導入の意思決定は貴市でされており、VFMの比較検討においては、コンセッション（レベル4）等のスキームは考慮に入れなくて良いという理解でよろしいでしょうか。	本業務で試算のVFMなどを踏まえ、レベル3.5の導入の検討を行います。レベル4.0での導入は予定しておりません。
12	仕様発注での概算事業費について、検討のベースとなる貴市で算定された概算事業費は存在しますでしょうか。または、本業務委託で一から概算事業費を算出することになるでしょうか。	概算事業費の試算はしておりません。本業務を含めた調査業務で行うものです。
13	貴市の内部協議用に概略整理した内容を、貴市の求める資料として提出する旨が記載されていますが、具体的なアウトプットイメージ（用紙サイズ、ボリューム、様式有無等）についてご教示ください。	様式などの指定はありませんが、概要版1枚を想定しています。
14	共同企業体協定書について、特段の様式はないものと認識しておりますが、こちらの様式は任意のものでよいという理解で問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。

15	共同企業体協定書について、参加表明書提出時点（3月29日）では押印前のものを提示し、後日（選定後）押印したものを提出するという点で問題ないでしょうか。（各社押印省略を進めているなか時間を要するため）	お見込みのとおりです。
16	共同企業体の場合、様式1は代表企業の所在地・称号・代表者名などを記載する理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	参加表明書には押印不要との理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	【様式1 参加表明書】 添付書類に「1 会社概要及び本業務の実施体制」とありますが、本業務の実施体制については「様式2-1の配置予定技術者の経歴等」を提出すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	【様式2-1 配置予定技術者の経歴等】 管理技術者及び照査技術者の実績要件として、「国または地方公共団体が発注する水道事業及び下水道事業の官民連携事業の導入可能性調査に関する業務に元請けの技術者として従事した経験」とありますが、水道及び下水道の実績を記載するため2以上の実績を記載してよろしいでしょうか。また、記載する実績数の上限があればご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・参加表明書等提出時は、水道事業若しくは下水道事業どちらかの実績について1件ご記載ください。 ・企画提案書提出時は、同種分野又は類似業務等の実績についてそれぞれ1件までご記載ください。

20	<p>【様式2-1 配置予定技術者の経歴等】</p> <p>「業務に対して従事した実績」について、当該業務で配置予定技術者がどのような役割を担い、どのような業務を実施してきたかを記載すればよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。表下注記のように、業務全体を統括した経験や業務責任者として配置された経験等、どれほどの経験を積まれているのか確認するものです。</p>
21	<p>実施要領p2にて、「単独企業の資格要件」の欄に、「国または地方公共団体が発注する水道事業の官民連携事業の導入可能性調査に関する業務」を元請として完了した実績が必要であるという資格要件が設定されております。「水道用水供給事業の官民連携事業の導入可能性調査に関する業務」を元請として完了した実績も、本資格要件に該当すると理解して宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
22	<p>実施要領p6オにて、「積算にあたっては、提案項目ごとの直接経費、提案項目に共通して生じる経費及び消費税等を記載し、」とありますが、再委託費が想定される場合は（通常は間接費と見なされるため）、「提案項目ごとの人件費」ではなく、「提案項目に共通して生じる経費」として記載することで宜しいでしょうか。</p>	<p>当該規定のとおりです。</p>

23	<p>実施要領p7にて、「なお、企画提案書提出時に、出席者名簿（氏名・所属・役職等）及び、本業務の配置予定技術者に関する詳細を様式2-1により提出すること。」とありますが、貴市の当該Web サイトでは出席者名簿の様式が掲示されておられません。そのため当該様式はなく、様式2-1を提出することで出席者名簿を提出したことになると理解して宜しいでしょうか。またその場合、様式2-1の中で、プレゼンテーションの出席者をどのように明示すれば宜しいでしょうか。</p>	<p>プレゼンテーション出席者を把握するための名簿（表形式）を作成し、提出ください。なお、企画提案書区分2（3）実施体制において説明される作業分担と関連するものです。</p>
24	<p>実施要領p7にて、「プロジェクター、スクリーン等を使用する場合は、企画提案書の提出時に事務局へ申し出」と記載されていますが、申し出の方法をご教示ください。</p>	<p>Eメールもしくは電話等にてお申し出ください。</p>
25	<p>実施要領p8にて、「イ 企画提案書の枚数は、表紙及び目次を除き15 ページ以内とする。ただし、区分1、様式2-1、参考見積書及び見積内訳書の内容は別とする。」と記載されています。念のための確認ですが、ただし書き以降の「区分1、様式2-1、参考見積書及び見積内訳書」は企画提案書の15 ページ内に含まれないと理解して宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

26	<p>実施要領p8にて、「(カ)説明は提出された企画提案書に基づき実施するものとし、説明用のスライドを除く追加資料の持ち込みは控えること。」と記載されており、プレゼンテーション用のスライドを持ち込むことは認められていると理解しています。後段の「説明用のスライドを除く追加資料の持ち込みは控えること。」とは、提案者の手持ち資料も不可なのか、或いは選定委員等に配付することが不可なのか、ご教示ください。</p>	<p>提案者の手持ち資料の持ち込みは認めますが、追加資料の配布は認めません。</p>
27	<p>実施要領p9にて、「本業務の受注者は、将来的に本市が発注する可能性のあるウォーターPPP業務に参画することはできない。」とありますが、例えば貴市がウォーターPPPの導入を行う際に、対象となる施設の運営等の業務について民間事業者を募る場合のことを指しているのであって、貴市に対するアドバイザー業務の提供に関するものではないとの理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
28	<p>実施要領p10にて、「業務実績」の配点が15点と記載されています。この「業務実績」の評価は、企画提案やプレゼンテーションの際に評価されるものであり、参加表明の際に提出する、「業務実績(様式2)」は評価対象とはならないという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

29	<p>実施要領p10にて、「業務実績」の「審査の視点」として、「横断的な分野の調査や、国の発注する研究業務の実績等、高度な能力を有しているか」と記載されております。「横断的な分野」とは、上水道事業と下水道事業の2つを指しているという理解で宜しいでしょうか。それとも、これら2つに加えて、工業用水道や河川等の他分野についても横断的に検討した実績があれば、より高い評価が得られるという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>実施要領P5区分1のとおりです。他分野を横断的に包括する先進的な事例や、高い技術力を要する支援業務などの実績を確認することを趣旨としています。</p>
28	<p>参加要件に「VFMの検討等の業務を円滑に遂行するため、上下水道分野などにおける導入可能性調査の業務経験を有する公認会計士有資格者を配置できること。」とありますが、配置する公認会計士は協力会社の人員でも良いでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>